

中央大学学員会「白門53会」会則

第1章 総則

第1条(名称) 本会は、中央大学学員会白門53会(略称「白門53会」)と称する。

第2条(事務所) 本会事務所は、中央大学学員会本部事務局(東京都千代田区神田駿河台3-11-5)内に置く。なお、事務の都合によって当会の役員自宅を本人の了解を得て事務所として利用できるものとする。

第3条(目的) 本会は以下の事項を目的とする。

- (1) 会員相互の親睦と交流を図る。
- (2) 母校中央大学の発展と交流に寄与する。
- (3) 会員の相互交流を通じ、社会の発展に寄与する。

第4条(運営理念) 本会は以下の運営理念をもって、前条の目的を遂行する。

- (1) 会員相互の尊厳を尊重するとともに、明るくオープンな同期会とすること。
- (2) 会員相互で気軽に情報交換できる場を形成し、お互いを助け合える場とすること。
- (3) 特定の政治、宗教、その他各種団体への支持表明、支援活動又は寄付は行わないこと。
- (4) 会員名簿が販売・勧誘等の目的へ利用されないよう注意を払うこと。

第2章 会員

第5条(会員)

- (1) 本会は中央大学又は同大学院に昭和49年に入学又は昭和53年に卒業した者を会員とする(ただし、通信教育部を昭和52年9月に卒業した者は昭和53年の卒業者とみなす)。
- (2) 入会の承認は、第22条の幹事会が行い、通常総会に報告する。

第6条(会員名簿)

- (1) 本会の会員名簿は副会長(名簿担当)が責任を持ち管理に当たる。同副会長は、会員名簿が販売・勧誘等の不適正な目的へ利用されないように管理する。
- (2) 会員は氏名、職業(勤務先)、住所及び連絡先(電話等)の変更があった場合には速やかに副会長(名簿担当)に連絡するものとする。
- (3) 会員名簿の公開は、入会した本会会員以外へは行わない。
- (4) 会員名簿の公開に当たっては、会員本人が公開を希望しない情報は公開してはならない。

第7条(退会)

- (1) 会員は、本会に対する書面による通知により、退会することができる。ただし、納入済みの年会費等は返却しない。
- (2) 強制退会者を除く退会者は、再入会をすることができる。再入会時には入会金は免除する。

第8条(強制退会)

- (1) 幹事会は会員が本会若しくは中央大学の名誉を著しく損なう行為を行ったとき、その会員の強制退会を決議できる。
- (2) 会長は、前項の決議があった場合総会を開催して、会員に対してその強制退会の可否を諮らなくてはならない。
- (3) 総会において、強制退会審議の対象となった会員は、自らの弁明を行うことができる。

第 3 章 事 業

第 9 条(事業)第 3 条の目的達成のために次の事業を行うものとする。

- (1)会員親睦会、講演会及び研修会等の開催
- (2)会員の福利厚生に関する事項
- (3)会報、会員名簿及びその他印刷物の発行
- (4)会員相互の情報交換の場を提供すること
- (5)母校評議員候補者の推薦及びその他の連絡
- (6)中央大学の文化体育活動を支援すること
- (7)ホームページの開設及び管理並びに会員名簿の管理
- (8)その他本会及び学会の目的遂行に必要な事業

第 10 条(ホームページの運営管理)

- (1)本会はホームページを開設し、本会の費用をもって運営管理する。
- (2)ホームページの掲載内容、運営方法はHP部会が企画し、幹事会の承認を得て決定する。
- (3)ホームページには、中央大学、若しくは本会の会員・役員などの関係者を誹謗中傷する内容を掲載してはならない。
- (4)ホームページには、本会会員のメールアドレス、住所及び電話番号等の個人情報を、原則として掲載してはならない。

第 11 条(会員の慶弔)

- (1)会員本人が結婚したとき、社会的に名誉ある賞を受賞したとき又は重要な公職についたときは、会の名称で祝電を打つものとする。ただし、結婚については本人の申し出があった場合に限るものとする。
- (2)会員本人、会員の配偶者又は会員の実子が死亡したときは、会の名称で弔電を打つものとする。ただし、会員又は家族の申し出があった場合に限るものとする。
- (3)第 1 項及び第 2 項の会員の慶弔は、ホームページに掲載する。

第 4 章 組 織

第 12 条(役員)本会には次の役員を置く。

- (1)会 長 1 名
- (2)副会長 5 名以内
- (3)幹事長 1 名
- (4)幹 事 50 名以内
- (6)監 事 3 名以内

第 13 条(役員を選出)

- (1)会長、副会長、幹事長及び監事は総会において、会員である立候補者、被推薦者の中から選出するものとする。
- (2)会長は、会員の中から幹事を選任するものとする。ただし、各地域会の会長又は会長候補者を幹事として優先して選任するものとする。

第 14 条(役員の職務)

- (1)会長は本会を代表主宰し、会務を統括するとともに総会の議長及び学会支部長となるものとする。
- (2)会長は予算、決算及び会則の変更その他重要議案について総会の議決を得なければならない。
- (3)会長は総会及び第 22 条に定める幹事会において審議決定された事項その他の業務、会

務を執行する。

- (4)副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序に従い職務を代行する。副会長は、部会を統括し本会の通常活動の企画運営に当たる。
- (5)副会長(広報・記録担当)は、総会及び幹事会を含む本会活動の記録及び広報活動を担当する。
- (6)副会長(会計担当)は、本会所有の現金その他財物の管理及び会計記録を担当する。
- (7)副会長(HP担当)は、HPを通じて本会活動の広報及び連絡事項を担当する。
- (8)副会長(名簿担当)は、会員の入退会を記録するとともに会員の名簿記載事項の管理を担当する。
- (9)幹事長は、事業部会を統括し事業の企画・運営に当たるとともに幹事会を運営する。
- (10)幹事は本会が円滑に運営されるよう努め、第 23 条に定める部会員を兼任する。
- (11)監事は幹事会の業務執行の状況及び本会の財産の状況を監査しなければならない。その結果を署名捺印した監査報告書によって、幹事会及び通常総会において報告するものとする。また、必要に応じて幹事会に出席し監査に関する意見を述べることができる。監事は、他の役員を兼務することはできない。
- (12)会長は顧問又は相談役を幹事会の承認を得て委嘱することができる。顧問又は相談役は、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第 15 条(役員の任期)

役員の任期は2年とする。役員の任期中事故のため当該役員が退任したときは、会長の推薦により補充するものとし、その任期は前任者の残存期間とする。

第 16 条(会長、副会長、幹事長及び監事の候補)

会長、副会長、幹事長及び監事に立候補しようとする者は、総会の 1 ヶ月前までに幹事会に申し出なければならない。また、推薦する者があるときも同様に手続するものとする。

第 17 条(役員の辞任)

- (1)役員が任期途中にやむを得ない理由により辞任する時は、幹事会に対しその理由を記載した書面を提出しなければならない。
- (2)前項の場合、辞任する役員は、幹事会及び部会に対して業務に支障をきたさないよう引継ぎを行うものとする。
- (3)辞任により役員に、欠員若しくは業務に支障をきたす状態が生じる場合は、幹事会は会長に対し臨時総会の開催を請求するものとする。
- (4)前項の場合、会長は第 13 条の手続に従い総会を開催し、役員の新選を諮ることができる。

第 18 条(役員の罷免)

- (1) 幹事会は、役員に第 8 条第 1 項の事由が生じたとき、その者の罷免を決議できる。ただし、罷免に関する審議についてその対象となる役員は審議に参加することができない。
- (2)会長は、前項の決議があった場合、総会を開催して、会員に対してその罷免の可否を諮らなくてはならない。
- (3)総会において罷免決議の対象となった役員は、自らの弁明を行うことができる。

第 5 章 会 議

第 19 条(総会)

- (1)総会は会長が招集する。
- (2)総会の招集通知は、会長が議題とその内容について幹事会の承認を得たうえで、会議の目的、日時、場所を示し、2 週間前までに会員に通知するものとする。ただし、送付の方法

は郵送に限らず、会員があらかじめ届け出たメールアドレス若しくはFAX番号へ通知文書を送付する方法によることができる。

- (3) 総会は毎年 1 回開催される通常総会及び臨時総会とする。
- (4) 総会の議事は、第 30 条の場合を除き、議長を除く出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合には議長の決するところによるものとする。ただし、会員は欠席する場合、委任状により他の会員に議決を委任することができる。また、委任状は幹事会の承認により、電子メール若しくはFAXで送付することができる。
- (5) 総会においては本会則の他の箇所に定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。
 - ① 会則の改廃
 - ② その他会長が必要と認めた重要事項
- (6) 総会の議事の経過及び結果を記載した議事録を作成し、議長及び副会長（記録担当）はこれに署名押印しなければならない。

第 20 条（通常総会）

- (1) 通常総会は、年 1 回原則として 10 月に開催する。ただし、中央大学が主催するホームカミングデーの開催が 10 月に行われなるときは、変則的に幹事会の承認をもって他の月に開催することができる。
- (2) 通常総会では以下の事項を議題とする。
 - ① 前年度事業報告、決算報告及び会員入退会の報告
事業報告書、貸借対照表、収支計算書及び財産目録並びに附属明細書
 - ② 新年度事業計画及び予算承認
 - ③ 任期満了若しくは辞任の場合における役員の選出
 - ④ 地域会・同好会の設置承認、地域会長・同好会長選任及び交代の報告
 - ⑤ その他、本会の運営に必要な事項の報告、決議
- (3) 会員は、通常総会の議題に追加を要求する事項がある場合には、その内容を総会開催の 2 週間前までに会長あて通知する。

第 21 条（臨時総会）

- (1) 本会の運営に必要な場合には、会長は臨時総会を招集することができる。
- (2) 臨時総会は、会員の実際の集合を行わず電子メール若しくはFAXにより投票する方法により、開催することができる。ただし、この場合には、会長はあらかじめ幹事会の承認を受ける必要があるものとする。
- (3) 第 19 条第 2 項、第 4 項、第 6 項の規定は、臨時総会に適用する。
- (4) 会員の四分の一以上の希望がある場合には、会長は臨時総会を開催しなければならない。この場合、本条第 2 項は適用しない。議長は、四分の一以上の希望者の中から選任する。

第 22 条（幹事会）

- (1) この会則に別段の定めがあるものの他、この会の業務の決定は、会長、副会長、幹事長及び幹事で構成される「幹事会」によって行うものとする。ただし、緊急の場合又は日常の軽易な業務は会長が専決するものとする。なお、これを幹事会に報告し、承認を受けるものとする。
- (2) 幹事会は本会が円滑に運営されるよう下記の事項を検討し、議決する。
 - 事業計画及び予算に関する事項
 - 事業報告及び決算に関する事項
 - 役員選出に関する事項
 - 会則の改廃

本会の運営に関する事項

- (3) 会長は必要に応じて3ヶ月に1回以上この会を招集し議長となるものとする。会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序に従いこの会を招集し議長を代行するものとする。
- (4) この会の議決は出席者の過半数とする。可否同数の場合には議長の決するところによるものとする。
- (5) 監事及び会員は、幹事会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (6) 幹事会の総数の三分の一以上の要請があった場合には、会長は幹事会を招集しなければならない。議長は三分の一以上の要請者の中から選出する。

第23条(部会)本会の必要な業務を効率的に運営し、活動を活発化するため次の部会を設置する。

(1) 部会の構成及び担当業務

部会は第14条第4項の規定により副会長及び幹事長が統括し、幹事会によって構成するものとし、通常活動の計画を審議し、実施に当たって業務を分担して遂行する。

① 広報・記録部会

総会、幹事会等各種会議の連絡及び運営並びに議事録等の作成

第13条に定める役員選出の際の選挙管理委員会業務

白門53会会報の発行及び学会会報への記事の提供

② 名簿部会

会員名簿の管理、発行及び会員の異動、変更の管理

③ 会計部会

金銭の出納管理

入会金、年会費等会員の会費徴収

予算及び決算の原案作成

④ 事業部会

各種親睦会、講演会、旅行会及び見学会等の企画、立案及び実施

各種同好会活動の企画立案

会員の拡大

学会会、他支部との渉外

⑤ HP部会

ホームページの開設、維持運営管理、掲載内容の更新に当たる他、必要に応じホームページ以外の方法で本会の広報を行う。

- (2) 希望する会員は、部会に出席して提案を行い又は意見を述べるができる。

第24条(地域会)

- (1) 複数の会員がいる地域においては、会員の提案により、幹事会の承認をもって地域会を設立することができる。
- (2) 地域会の会員は、本会の会員であることを前提とする。
- (3) 地域会は地域会長を選出し、選出及び交代について幹事会の承認を得て行うものとする。

第25条(同好会)

- (1) 会員の親睦を深めるため、趣味を同じくする会員は同好会を作り活動することができる。同好会は、通常総会における承認により設立できる。
- (2) 同好会は同好会長を選任し、選出及び交代を通常総会において報告する。
- (3) 同好会の会員は、本会の会員であることを前提とする。

第 6 章 会 計

第 26 条(入会金、年会費)

(1)本会の経費は入会金、会費、寄付金及び事業の収入金をもって支弁する。

①入会金は 1,000 円とする。

②年会費は 3,000 円とする。ただし、夫婦で会員となる場合には、1 名当たり 2,000 円とする。

(2)前項の年会費は、会員が共通的に享受することのできる費用のために使用し、個々の費用は、原則として参加者が負担する。

第 27 条(会計年度)本会の会計年度は毎年 8 月 1 日から 7 月 31 日までとする。

第 28 条(会 計)

(1)会計は、公正妥当な手続をもって本会の財物を管理し、現金の出納を記録し、副会長(会計担当)へ報告しなければならない。

(2)副会長(会計担当)は会計年度終了時点において、幹事会の承認を得て監事へ決算案を報告し、監査を受けなければならない。

(3)副会長(会計担当)は、監事の承認を得た後、通常総会へ決算案を議案として提出する。

(4)副会長(会計担当)は、会計年度終了時点において翌年度の予算案を立案し、幹事会の承認を経て、通常総会へ予算案を議案として提出する。

第 29 条(会計監査)

(1)監事は、本会の会計及び決算案を監査し、通常総会において監査の結果を報告しなければならない

(2)監事は、必要により随時会計帳簿を閲覧できる。

(3)監事は、前条第 4 項の予算案について、通常総会で意見を述べることができる。

第 7 章 解 散

第 30 条(本会の解散)

本会は、会員の著しい減少など、本会の存続が不可能となる理由が発生した場合、通常総会出席者の満場一致の決議により解散することができる。

(付則)

1. この規定は平成 16 年 10 月 23 日の本会設立と同じ日から施行する。

2. 第 15 条の規定にかかわらず、定期総会において次の役員が選出されるまでの間は、現任の役員の職務は継続するものとする。

(制定及び改廃)

制定 平成 16 年 10 月 23 日

改定 平成 18 年 10 月 22 日(予定)